

# 平成30年度第1回徳島県動物愛護推進協議会次第

日 時 平成30年11月1日(木)  
10:00~12:00  
場 所 県庁8階 804会議室

## 1 開 会

動物愛護管理センター所長 挨拶

## 2 委員紹介

## 3 議 事

- (1) 動物愛護管理行政の現状と課題
- (2) 徳島県動物愛護推進協議会設置要綱改正について
- (3) 徳島県動物愛護管理推進計画改定について
- (4) 徳島県動物愛護推進員ネットワーク会議設置について

## 4 閉 会



# 徳島県動物愛護推進協議会委員名簿

平成30年4月1日現在

| 区 分           | 氏 名       | 役 職 等                          | 備 考    |
|---------------|-----------|--------------------------------|--------|
| 有識者           | 土橋 賢治     | (公社)徳島県獣医師会 副会長                |        |
| 動物愛護管理<br>団体等 | 杉井ひとみ     | (公財) 徳島の盲導犬を育てる会事務局            |        |
|               | 渡部 奈美     | (公社) 日本愛玩動物協会徳島県支所長            |        |
|               | 豊實 祐之     | (学) 野上学園<br>プレーメン愛犬クリエイティブ専門学校 |        |
| 行政            | 久米 明德     | 徳島県危機管理部消費者くらし安全局<br>安全衛生課長    |        |
|               | 中上 斉      | 徳島県教育委員会<br>学校教育課 学力向上推進幹      |        |
|               | 鶴澤 宏明     | 徳島市市民環境部市民環境政策課長               | 徳島市長会  |
|               | 福岡 祐司     | 神山町住民課長                        | 徳島県町村会 |
| その他           | 奥谷 明子     | 公募委員                           |        |
|               | 谷 尚美      | 公募委員                           |        |
|               | 井上 麗      | 公募委員                           |        |
|               | スーザン マーサー | 公募委員                           |        |



愛玩動物協会  
渡部氏

会 長

盲導犬を育  
てる会  
杉井氏

井上氏

市長会  
徳島市  
鶴澤課長

町村会  
神山町  
福岡課長

獣医師会  
土橋副会長

谷氏

学校政策課  
中上推進幹

安全衛生課  
久米課長

動物愛護管理センター  
坂東所長

安全衛生課

事務局

総合県民局

動物愛護管理センター



## 動物愛護管理行政の実績について

|       | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 犬捕獲頭数 | 689   | 649   | 517   |
| 犬引取頭数 | 455   | 396   | 465   |
| 犬負傷頭数 | 27    | 26    | 18    |
| 犬返還頭数 | 161   | 165   | 171   |
| 犬譲渡頭数 | 358   | 296   | 259   |
| 犬処分合計 | 652   | 567   | 617   |
| 猫引取頭数 | 1056  | 434   | 290   |
| 猫負傷頭数 | 46    | 40    | 40    |
| 猫返還頭数 | 16    | 4     | 0     |
| 猫譲渡頭数 | 249   | 141   | 59    |
| 猫処分合計 | 837   | 329   | 256   |
| 総処分合計 | 1489  | 896   | 873   |

## 動物愛護管理行政の課題について

### 1. 地域猫等について

#### (1) 地域猫から TNR 活動へ

飼い主のいない猫対策を行うにあたり、周辺の飼い猫は屋内飼養を推進し、飼い主のいない猫については地域で猫に関するルール作りなど合意形成が必要である地域猫から、今後は地域で合意形成が得られなくても行うなど容易に取り組むことができる TNR (捕まえ、手術し、戻す) 活動を全県下に広く普及していく必要がある。

地域猫活動支援(平成30年9月末現在)

県内 118 モデル地域指定

計 1,968 頭の猫に不妊・去勢

#### (2) 地域における環境悪化と猫に関わる苦情について

猫の問題は糞や悪臭、鳴き声など地域環境の悪化の原因となっていることから、単なる猫が多いだけではなく、地域の環境問題としてとらえる必要がある。このことから、より地域に密着して対応が可能である市町村や地域住民、ボランティア等の協力、理解と活動が必要不可欠である。

(参考)

平成21年度～「動物愛護管理適正化推進事業」を創設

犬猫の不妊・去勢手術の推進など、地域住民に対する動物愛護に係る啓発や支援をモデル的に実施する市町村に対し、かかる経費の1/2を補助

(平成29年度実績 24市町村)

平成28年度～「市町村適正管理推進モデル事業」

従来の事業に飼い主のいない猫の不妊去勢手術についての事業を加えた

平成29年度は徳島市が本制度を活用し TNR 活動を支援を開始

不妊去勢手術助成金 5千円/頭 (1/2を県が補助)

29年度 994頭(獣医師会156頭, 24市町村838頭)

### 2. ボランティア等の人材確保について

#### (1) 地域での推進員による活動

動物愛護推進員は、動物の愛護及び管理に関する法律(第38条)に定められ、犬猫の適正飼養の推進、不妊去勢手術の推進、譲渡活動の他、災害時のペットの避難や保護への協力のほか、適正飼養等に関する行政の施策に必要な協力など多岐にわたる活動が求められる。このような推進員だが、無償のボランティアであり、単



独で行動するうちに地域住民との話し合いの中で必要以上の活動を求められ、対応に苦慮する推進員もいる。

## (2) 推進員の増員にかかる問題

推進員の負担を少しでも減らし、人手をさらに増やすため、様々なボランティアを推進員を通して把握し、適正飼養を学ぶ場を設ける。また、今後はネットワーク会議を立ち上げ、推進員を県内でブロック毎に分割し、ブロック毎で推進員が活動する中で上がってきた問題を話し合う場を設けることで課題を明確にし、施策に反映させていく。

## 3. 普及啓発について

### (1) 動物愛護と教育について

小学生の時から動物にふれあうなどして、命の大切さを学ぶ情操教育や、動物愛護について考えたり学習する場を「学校飼育動物ネットワーク事業」などを通じて増やしていく。

### (2) 動物愛護の普及啓発方法について

学校に赴くなど学習方法は様々あるが、遠足などで動物愛護管理センターに利用してもらい動物愛護について学習するなどの機会を増やしていく。

## 4. 災害対策について

### (1) 災害対策ガイドラインについて

徳島県では、災害対策ガイドラインに基づき、各市町村においても地域防災計画への災害時ペット対策の策定や、避難所運営マニュアルへのペットの記載を依頼しているが、全市町村での記載はまだ行われていない。

(両者の記載は11市町村にとどまる)

### (2) 同行避難後の動物について

同行避難後、避難所にペットを置く場所がないなどの理由で、ペットと一緒に車中泊や避難したものの自宅に戻るケースが後を絶たない。15才以下の子供の数よりペットの数の方が多いと言われる昨今、避難所運営などにペットについてのルール作りは必須である。また、その後の仮設住宅への移動においても、ペットを仮設住宅に連れて行けないなどの問題がある。これらを想定し、被災動物等の救護体制の整備も急がれる。

## 徳島県動物愛護推進協議会設置要綱の改正について

### ■経緯

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、行政と県民が一体となって動物愛護管理行政の推進を図り、人と動物がともに暮らせるとくしまづくりを推進するため、徳島県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置するための要綱である。今般、要綱について次のように改正する。

### ■改正のポイント

1. 推進協議会の協議会員を委員とする。
2. 公募については個人とする。
3. 任期は2年とし、異動等で後任者に引き継がれた場合も任期は前任者の残任期間とする。
4. 施行日は平成30年 月 日とする。

## 徳島県動物愛護推進協議会設置要綱（改正案）

### （目的）

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、行政と県民が一体となって動物愛護管理行政の推進を図り、人と動物がともに暮らせるとくしまづくりを推進するため、徳島県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （活動内容）

第2条 協議会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 動物の愛護及び適正な飼養を推進するための協議。
- (2) 動物愛護推進員の委嘱の推進に関すること。
- (3) 動物愛護推進員の活動の支援に関すること。
- (4) 徳島県並びに市町村が実施する動物愛護管理業務に対する協力に関すること。
- (5) 災害時の動物救済対策に関すること。
- (6) 前(1)から(5)の推進等に必要な提言及び法第6条に規定により県が策定する動物愛護管理推進計画について必要な検討を行うこと。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

### ＝（組織）＝

~~第3条 協議会は、別表の1から3までに掲げる団体及び公募による団体又は個人（以下「協議会員」という。）をもって構成する。ただし、公募による団体又は個人の協議会員としての期間は、2年以内とする。~~

### （委員）

~~第43条 協議会の運営は、協議会員を代表する委員12人以内の合議により決定で構成する。~~

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱は、次の各号に該当する者を委員に任命する。

- (1) 有識者
- (2) 動物愛護管理団体等
- (3) 行政
- (4) その他知事が必要と認める者

~~(1) 別表の1から3までに掲げる団体から推薦された者~~

~~(2) 公募により協議会員とすることとした団体から推薦された者~~

~~(3) 公募により協議会員とすることとした個大~~

(任期)

第~~5~~4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠のために委嘱された委員の任期は、前任委員の残任期間とする。~~ただし、再任を妨げない。~~

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第~~6~~5条 協議会に会長を置き、会長は、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第~~7~~6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 第1条の目的を達成するために必要な施策等について意見を有する者は、その意見を述べたい旨を協議会に申し出ることができる。

5 会長は、前項の申出があったときには、委員の意見を聴き、申出の受諾の可否及び申出を受諾した場合における意見陳述の方法について、決定するものとする。

(事務局)

第~~9~~7条 協議会の事務局は、徳島県動物愛護管理センターに置く。

(その他)

第~~10~~8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年9月18日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、平成19年度中に公募した協議会員の期間は、平成21年3月31日までとする。

3 第5条の規定にかかわらず、平成19年度中に任命した委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

4 第3条の規定にかかわらず、平成23年度中に公募した協議会員の期間は、平成25年3月31日までとする。

5 第5条の規定にかかわらず、平成23年度中に任命した委員の任期は、平成25年

3月31日までとする。

- 6 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成30年 月 日から施行する。

## 徳島県動物愛護推進協議会委員名簿

平成30年4月1日現在

| 区 分           | 氏 名       | 役 職 等                         | 備 考    |
|---------------|-----------|-------------------------------|--------|
| 有識者           | 土橋 賢治     | (公社)徳島県獣医師会 副会長               |        |
| 動物愛護管理<br>団体等 | 杉井ひとみ     | (公財)徳島の盲導犬を育てる会事務局            |        |
|               | 渡部 奈美     | (公社)日本愛玩動物協会徳島県支所長            |        |
|               | 豊實 祐之     | (学)野上学園<br>ブレーメン愛犬クリエイティブ専門学校 |        |
| 行政            | 久米 明德     | 徳島県危機管理部消費者くらし安全局<br>安全衛生課長   |        |
|               | 中上 斉      | 徳島県教育委員会<br>学校教育課 学力向上推進幹     |        |
|               | 鶴澤 宏明     | 徳島市市民環境部市民環境政策課長              | 徳島市長会  |
|               | 福岡 祐司     | 神山町住民課長                       | 徳島県町村会 |
| その他           | 奥谷 明子     | 公募委員                          |        |
|               | 谷 尚美      | 公募委員                          |        |
|               | 井上 麗      | 公募委員                          |        |
|               | スーザン マーサー | 公募委員                          |        |

別表

| <del>区</del> 分            | <del>協議会構成団体</del>  |
|---------------------------|---|
| <del>1</del> 行政<br>=<br>= | <del>徳島県危機管理部</del><br>=<br><del>徳島県教育委員会</del><br>=<br>徳島県市長会<br>徳島県町村会<br>=   |
| <del>2</del> 有識者          | <del>(公社)徳島県獣医師会</del>  |
| <del>3</del> 動物愛護団体等<br>= | <del>(公財)徳島の盲導犬を育てる会</del><br>=<br><del>(公社)日本愛玩動物協会徳島県支所</del><br>=<br><del>(学)野上学園</del><br><del>ブレメン愛犬クリエイティブ専門学校</del><br>= |
| <del>4</del> 公募           | <del>NPO法人・個人等</del>  |

動物の愛護及び管理に関する法律

(昭和四十八年十月一日法律第五号)

最終改正：平成一八年六月二日法律第五〇号

(動物愛護管理推進計画)

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。
  - 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
  - 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
  - 三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項
  - 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項
  - 五 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(動物愛護推進員)

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

- 2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。
  - 一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
  - 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること
  - 三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
  - 四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

(協議会)

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行つている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。



## 徳島県動物愛護管理推進計画の改定について

### 1 計画改定の趣旨

愛玩動物に対する関心は高く、単なるペットとしてではなく家族の一員若しくは人生のパートナーとして、心の支えとする方が増えているが、十分な知識がないまま安易な飼養を開始し結果として不適切な飼養や飼養放棄につながり近隣とのトラブルや虐待、遺棄等が問題となっている。また、「南海トラフ巨大地震等の大規模災害」に備え、被災者を支援するための動物救護活動が円滑に行われる体制整備が求められている。

また、2019年度（平成31年度）動物の愛護及び管理に関する法律及び基本指針が改正が予定されていることから、これまでの取組みによる成果及び今後の課題を踏まえ、国の基本指針策定に先立ち現基本指針に即するとともに、譲渡交流拠点施設「きずなの里」を核とした施策を盛り込み「人と動物がともに暮らせるうるおいと喜びのある地域づくり」の実現に向けて、徳島県が実施する動物愛護管理に係る各種施策の推進方策を示す。

### 2 計画期間

2019年度から2023年度までの5年間とする。

なお、国の基本指針見直しに合わせ、再度改定を行う。

### 3 主な改定内容

- ・譲渡交流拠点施設「きずなの里」を核とした施策等を盛り込む
- ・「殺処分頭数」の削減目標を「助けられる犬・猫殺処分数ゼロ」とする
- ・市町村と連携し適正飼養の一環とした不妊去勢手術の推進
- ・災害時の動物救護対策について人材育成や連携の推進

### 4 施策別取組み

- 1 連携、協働による施策の推進
- 2 飼い主責任の徹底と適正飼養の更なる推進  
【人と動物の調和社会の実現に向けて】
- 3 地域における取組みに対する支援
- 4 助けられる犬・猫の殺処分ゼロに向けての取組み  
【譲渡交流拠点施設「きずなの里」の活用】  
【県際間広域譲渡の拡大】【ボランティアとの協働】
- 5 学校における動物愛護の啓蒙啓発の推進
- 6 動物取扱業者等の社会的責任の明確化と指導
- 7 人と動物の共通感染症対策

## 5 主な指標となる実績

・助けられる犬猫殺処分頭数

2017年度 398頭

・犬猫譲渡及び返還頭数

2017年度 譲渡数 318頭, 返還頭数 171頭

・マイクロチップ装着頭数

2017年度 7,452頭

・ボランティア登録人数

2017年度 134人

## 6 スケジュール

H30. 11月上旬 第1回動物愛護推進協議会

11月下旬 第2回動物愛護推進協議会

素案の協議

H31. 1月下旬 第3回動物愛護推進協議会

改定(案)の協議

H31. 4. 1 改定

参考：動物の愛護及び管理に関する法律

第5条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めなければならない。

第6条 都道府県は当該指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画を定めなければならない。

## 徳島県動物愛護推進員ネットワーク会議の設置について

### 1 背景

動物愛護推進員は、動物の適正飼養や不妊去勢手術の推進、譲渡活動など、多岐にわたって活動する中で明らかになった問題点について協議する場がほしいという要望があった。(資料4-2) 参照

### 2 目的

動物の愛護及び管理に関する法律第38条の規定に基づく動物愛護推進員間の連携を強化し、人と動物がともに暮らせるとくしまづくりを推進するために、「みだりな餌やりの防止」や「避妊・去勢手術の促進」など適正飼養を推進し、徳島県動物愛護推進員ネットワーク会議を設置する。

### 3 活動内容

- (1) 適正飼養を推進するための協議及び支援
- (2) 適正飼養を推進するための情報共有及びマンパワーの確保
- (3) 年毎の活動報告会の実施。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な施策に関すること。

### 4 組織

動物愛護推進員及び動物愛護管理センターをもって構成する。

## 地域猫にかかる動物愛護推進員間の協力体制の確立について

動物愛護管理センター

### 1. 概要

飼い主のいない猫対策については、当所への問い合わせも多く、継続的な対応が必要な案件となっている。

地域猫活動については、申請者が協力者を募り、地域住民に対する合意形成を実施する必要があり、申請が受理されたあとも、手術対象の猫の捕獲や当センターで手術する際の搬送を実施する必要があり、申請者が高齢であったり、時間に制約があったりすると活動がスムーズに進まないことも少なくない。

このような際に、申請者が動物愛護推進員の協力・支援を受けられるような体制づくりができれば、より効果的に飼い主のいない猫対策が推進されることが考えられる。

### 2. 体制

- (1) 西部（三好・美馬管内）、東部（センター管内）、南部（阿南・美波管内）にブロック分けし、ブロック毎にリーダーとなる推進員をもうける。
- (2) 推進員全体の中から協力者を募る
- (3) 協力者の連絡先をブロック毎に共有し、情報共有する。
- (4) 全体会議を年度末に実施することとし、活動にかかる報告会を行う。
- (5) 会議設置要綱はセンターで作成し、全体会議事務局を担うが、ブロック毎における会議は適宜各リーダーに委任する形とする。

### 3. あいろ

- (1) あらかじめ地域毎のリーダーとなる動物愛護推進員に対し、協力を要請する。
- (2) 本体制に協力する動物愛護推進員を確保する。